

高槻市建設工事等苦情処理手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、高槻市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託（以下「工事」という。）の入札及び契約手続並びに高槻市建設工事請負業者指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に規定する指名停止等の措置について、透明性の向上と公正な競争を確保するため、入札及び契約手続の過程並びに指名停止等の措置に係る苦情を適切に処理する手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱に定める苦情処理の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、予定価格が200万円を超える建設工事及び予定価格が100万円を超える測量・建設コンサルタント等業務委託に限る。

- (1) 制限付一般競争入札による工事
- (2) 指名競争入札による工事
- (3) 随意契約による工事
- (4) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準の規定による指名停止等の措置

(苦情の申立て)

第3条 次の各号に掲げる者は、苦情の申立てを行うことができる。

- (1) 制限付一般競争入札 当該入札の入札参加申請をした者のうち、市長による入札参加資格を有しないことを確認した旨及び入札参加資格を有しない理由（以下「非確認理由」という。）の通知を受理した者で、当該非確認理由に対して不服があるもの
- (2) 指名競争入札 当該入札と同一の工事種別について入札参加資格を有している者のうち、当該入札に指名されなかったことに対して不服があるもの
- (3) 随意契約 当該契約と同一の工事種別について入札参加資格を有している者のうち、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服があるもの
- (4) 指名停止等 当該指名停止等の措置を受けた者のうち、当該措置に対して不服があるもの

(苦情の申立ての方法)

第4条 苦情の申立ては、次の各号に掲げる期間に市長に対して苦情申立書（様式第1号）を提出することにより行わなければならない。

- (1) 制限付一般競争入札 非確認理由を通知した日の翌日から起算して5日以内
- (2) 指名競争入札 指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日以内
- (3) 随意契約 契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日以内
- (4) 指名停止等 指名停止等の措置の公表を行った日の翌日から起算して10日以内

2 前項に規定する期間には、高槻市の休日を定める条例（平成2年条例第27号）第

2 条第 1 項各号に掲げる日を含まないものとする。

(苦情の申立てに対する回答)

第 5 条 市長は、苦情の申立てを受理した場合は、高槻市請負工事契約事務取扱規程の定めにより設置する高槻市入札参加者選考委員会の意見を聴き、苦情申立てを行うことができる最終日の翌日から起算して 15 日以内に、当該申立てを行った者(以下「苦情申立者」という。)に対して、苦情申立回答書(様式第 2 号)により回答するものとする。

- 2 苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難、その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、回答期限を延長することができる。
- 3 前条第 2 項の規定は、第 1 項に規定する期間について準用する。

(苦情の申立ての却下)

第 6 条 市長は、次の各号に掲げる苦情の申立てがあったときは、前条の規定にかかわらず、当該申立てを却下するものとする。

- (1) 第 3 条各号に定める要件のいずれにも該当しない苦情の申立て
- (2) 第 4 条各号に定める方法によらない苦情の申立て
- (3) 客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められる苦情の申立て
- 2 前項の規定により苦情の申立てを却下したときは、当該申立てを受理した日から起算して 7 日以内に、苦情申立者に対して、苦情申立却下通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。
- 3 第 4 条第 2 項の規定は、前項に規定する期間について準用する。

(再苦情の申立ての教示)

第 7 条 市長は、第 5 条の苦情申立回答書中に、再苦情の申立てができる旨を記載して教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第 8 条 市長は、苦情申立者に対して回答を行ったときは、第 4 条の苦情申立書及び第 5 条の苦情申立回答書を、速やかに閲覧により公表するものとする。

(再苦情の申立て)

第 9 条 苦情の申立てに対する回答を受理した苦情申立者であって、当該回答による市長の説明等に不服がある者は、再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情の申立ての方法)

第 10 条 再苦情の申立ては、苦情の申立てに対する回答を受理した日から起算して 7 日以内に、市長に対して再苦情申立書(様式第 4 号)を提出することにより行わなければならない。

- 2 第 4 条第 2 項の規定は、前項に規定する期間について準用する。

(入札等監視委員会における意見聴取)

第 1 1 条 市長は、再苦情の申立てを受理した場合は、高槻市附属機関設置条例の規定により設置する高槻市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼し、当該申立てについて意見を求めるものとする。

（再苦情の申立てに対する回答）

第 1 2 条 市長は、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に、再苦情の申立てを行った者（以下「再苦情申立者」という。）に対して、再苦情申立回答書（様式第 5 号）により回答するものとする。

2 前項に定める回答にあたって、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を明らかにするものとする。

3 第 4 条第 2 項の規定は、第 1 項に規定する期間について準用する。

（再苦情の申立ての却下）

第 1 3 条 市長は、次の各号に掲げる再苦情の申立てがあったときは、前条の規定にかかわらず、委員会の審議に付さずに当該申立てを却下することができる。

（1）第 9 条に定める要件に該当しない者からの再苦情の申立て

（2）第 1 0 条に定める方法によらない再苦情の申立て

（3）苦情の申立てを却下された者からの再苦情の申立て

（4）客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められる再苦情の申立て

2 前項の規定により再苦情の申立てを却下したときは、当該申立てを受理した日から起算して 7 日以内に、再苦情申立者に対して、再苦情申立却下通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

3 第 1 項の規定により再苦情の申立てを却下したときは、直近の委員会において報告するものとする。

4 第 4 条第 2 項の規定は、第 2 項に規定する期間について準用する。

（再苦情処理結果の公表）

第 1 4 条 市長は、再苦情申立者に対して回答を行ったときは、第 1 0 条の再苦情申立書及び第 1 2 条の再苦情申立回答書を、速やかに閲覧により公表するものとする。

（入札手続の続行）

第 1 5 条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、入札手続の執行を妨げない。

（雑則）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 高槻市建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情処理等の手続きに関する要綱

（平成14年4月1日施行）は廃止する。

3 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号

苦情申立書

年 月 日

(宛先) 高槻市長

住所

苦情申立者 名称

氏名

印

高槻市建設工事等苦情処理手続要綱第 3 条及び第 4 条の規定により、下記のとおり苦情の申立てをします。

記

1 苦情の申立ての対象件名

2 苦情の申立ての内容及びその理由

様式第 2 号

第 号
年 月 日

苦情申立回答書

(申立者) 様

高槻市長 印

年 月 日付けで申立てがあった件について、高槻市建設工事等苦情
処理手続要綱第 5 条の規定により、下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服がある場合は、この回答書を受理した日から起算して 7 日以内
に、再苦情の申立てを行うことができます。

記

1 苦情の申立ての対象件名

2 苦情の申立てに対する回答及びその理由

様式第 3 号

第 号
年 月 日

苦情申立却下通知書

(申立者) 様

高槻市長 印

年 月 日付けで申立てがあった件については、高槻市建設工事等苦情処理手続要綱第 6 条の規定により、これを却下します。

記

1 苦情の申立ての対象件名

2 苦情の申立てを却下する理由

様式第 4 号

再苦情申立書

年 月 日

(宛先) 高槻市長

住所

再苦情申立者 名称

氏名

印

高槻市建設工事等苦情処理手続要綱第 9 条及び第 10 条の規定により、下記のとおり再苦情の申立てをします。

記

1 再苦情の申立ての対象件名

2 再苦情の申立ての内容及びその理由

第 号
年 月 日

再苦情申立回答書

(申立者) 様

高槻市長 印

年 月 日付けで申立てがあった件について、高槻市建設工事等苦情
処理手続要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 再苦情の申立ての対象件名
- 2 再苦情の申立てに対する回答及びその理由
- 3 市の措置（再苦情の申立てが認められたとき）

第 号
年 月 日

再苦情申立却下通知書

(申立者) 様

高槻市長 印

年 月 日付けで申立てがあった件については、高槻市建設工事等苦情処理手続要綱第 13 条の規定により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 再苦情の申立ての対象件名

2 再苦情の申立てを却下する理由